

年金生活者支援給付金のお知らせ

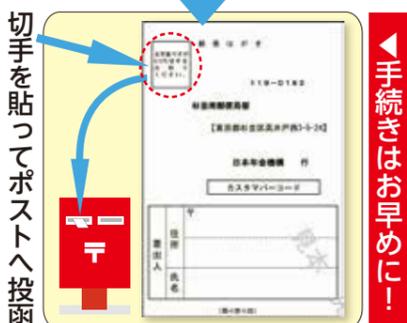
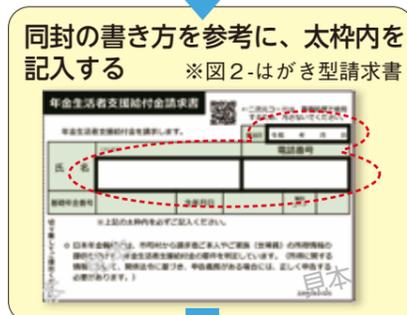


問合せ (※問い合わせの際、はがき(年金生活者支援給付金請求書)が届いている方はご用意ください)
 ・日本年金機構「給付金専用ダイヤル」(☎0570-05-4092)
 ・釧路年金事務所お客様相談室(☎61-6000、61-6001 ※音声案内で「1」を選択するともう一度音声が届きますので、次は「2」を選択ください)

・制度のご案内 **年金給付金** 検索

厚生労働省ホームページ
特設サイト▶

「年金生活者支援給付金」の請求書を、新たに対象となる方へ送付しています。



●請求手続きは？
《現在、給付金を受給している方の手続きは不要です》

要件(前年の所得等)を満たして、新たにお受け取りの対象になる方へ、日本年金機構より9月1日からお知らせ(※図1-封筒)を送付しています。

給付金の受け取りには、同封の年金生活者支援給付金請求書(※図2-はがき型請求書)の提出が必要です。お手元に届いた方は忘れずに提出してください。

●受給開始時期 **《手続きはお早めに!!》**

| |
|-------------------------|
| 23(令和5)年1月4日(水)までに手続き完了 |
| →22(令和4)年10月分から受給 |
| 23(令和5)年1月5日(木)以降に手続き完了 |
| →提出した月の翌月分から受給 |

請求書を提出いただいた後、最初の振り込みの金額や時期が決まり次第、通知書を送付します。2回目以降は、年金と同じ口座・同じ日に、年金とは別に振り込みます。

要件・給付額

公的年金等の収入やその他の前年所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金を受給し始める方で要件に該当するときは、年金の手続きと併せて請求手続きを行います。

| 年金種類 | 支給要件(各年金種類のすべての要件を満たしていること) | 給付額 |
|------|---|---|
| 老齢年金 | ①65歳以上で老齢基礎年金を受給している ②請求する方の世帯全員の住民税が非課税 ③前年の年金収入とその他の所得の合計が88万1,200円以下(所得額が約78万円を超えるときは補足的給付金) | 月額5,020円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます。 |
| 障害年金 | ①障害基礎年金を受給している ②前年の所得額が「472万1,000円+扶養親族の数×38万円※」以下 ※扶養親族の年齢により変動あり | ○障害等級2級 月額5,020円 ○障害等級1級 月額6,275円 |
| 遺族年金 | ①遺族基礎年金を受給している ②前年の所得額が「472万1,000円+扶養親族の数×38万円※」以下 ③遺族基礎年金を受給している方とは、18歳到達年度の年度末までの子(一定の障がい状態にある場合は20歳未満)か、そのような子のある配偶者です。 ※扶養親族の年齢により変動あり | 月額5,020円 ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,020円を子の数で割った額がそれぞれ支給されます。 |

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます！

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、条件を満たす低所得の子育て世帯に対し、特別給付金(児童1人当たり**6万円**)を支給します(国5万円+道1万円)。

自分も対象かも？と思ったら、まずはご相談ください。

対象

●ひとり親世帯

次の①、②のどちらかに該当する世帯

- ①公的年金給付等を受けているため、22(令和4)年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方

申請が必要です。下記問合せ先にご相談ください。

※22(令和4)年4月分の児童扶養手当を受給された方は、既に支給済です。

※所得限度額があります。



●ひとり親世帯以外

次の①、②のどちらかに該当する世帯

04(平成16)年4月2日生まれ以降(特別児童扶養手当対象児童は20歳未満)、もしくは22(令和4)年4月~23(令和5)年2月生まれの児童を監護している世帯のうち次の条件を満たす世帯

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近の収入が非課税水準に下がった世帯
- ②児童手当、特別児童扶養手当は受けていないが、非課税かつ児童を監護している世帯(児童が高校生のみの方など)

申請が必要です。下記問合せ先にご相談ください。

※22(令和4)年4月分の児童手当や特別児童扶養手当を受給された非課税の方は、既に支給済です。

※釧路市に課税権がない場合、支給に時間が掛かります。

※未申告の方は、下記問合せ先にご相談ください。

申請期間 ~23(令和5)年2月28日(必着)

支払方法 申請書を受け付けた後、審査をした上で対象の方に随時振り込みます。

問合せ先 厚生労働省「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター(☎0120-400-903) 平日午前9時~午後6時
市役所こども支援課(☎31-4540) 平日午前8時50分~午後5時